

議第2号

土岐都市計画道路の変更について

(岐阜県決定)

令和4年10月3日提出

岐阜県都市計画審議会

会長 高木 朗義

都政第 1 1 4 号の 2

岐阜県都市計画審議会

土岐都市計画道路を次のように変更したいので、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により諮問します。

令和 4 年 9 月 9 日

岐阜県

上記代表者 岐阜県知事 古田 肇

土岐都市計画道路の変更（岐阜県決定）

都市計画道路中 3・5・7号高山下肥田線ほか2路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	備考
幹線街路	3・5・7	高山下肥田線	土岐市土岐津町高山字町	土岐市肥田町肥田字水洞	土岐市肥田町浅野字トチモト	約 2,680m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 3箇所	
幹線街路	3・5・8	環状線	土岐市泉池ノ上町2丁目	土岐市肥田町浅野字トチモト	土岐市土岐津町土岐口 土岐市下石町 土岐市駄知町 土岐市肥田町肥田	約 13,650m	地表式	2車線	12m	JR中央線と立体交差 1箇所 幹線街路 3・3・20号東濃西部都市間連絡道路と立体交差 幹線街路と平面交差 8箇所	
幹線街路	3・5・13	三共線	土岐市泉町河合字五反田	土岐市肥田町浅野字トチモト		約 330m	地表式	2車線	14m	幹線街路と平面交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・5・7号高山下肥田線について、3・6・22号浅野陶元線の整備に伴い、浅野陶元線との交差点における交通量が増加するため、当該交差点の区域を変更する。

3・5・8号環状線について、社会経済情勢の変化に対応した道路網を再構築するため、都市計画道路の見直し検討を行った結果、一部区間を廃止し終点位置を変更する。

3・5・13号三共線について、3・5・8号環状線の一部区間廃止による終点位置の変更に伴い、終点位置及び標準幅員を変更し、車線数を決定する。

土岐都市計画道路の変更に関する補足説明

1 変更内容

名称		変更内容
番号	路線名	
3・5・7	高山下肥田線	○区域の変更 交差点区域の変更（右折レーンの整備に伴う変更） 幅員 交差点部W=12m → W=15m (L=210m)
3・5・8	環状線	○区域の変更 路線の一部廃止に伴う終点位置の変更 終点 土岐市泉寺田町3丁目 → 土岐市肥田町浅野字トチモト 路線延長 L=約14,880m → L=約13,650m
3・5・13	三共線	○区域の変更 3・5・8号環状線の一部廃止に伴う終点位置の変更 終点 土岐市肥田町浅野字高根 → 土岐市肥田町浅野字トチモト 路線延長 L=約880m → L=約330m ○構造の変更 標準幅員の変更 W=12m → W=14m 車線数の決定 2車線

2 関係機関との協議 土岐市

3 縦覧期間 令和4年7月15日 ～ 令和4年7月29日

4 意見書の提出 なし

理 由 書

土岐市の都市計画道路は現在22路線ある。その多くは昭和30年代半ば～昭和40年代後半にかけて計画決定しており、その後、数回の変更を経て現在に至っている。

昭和30～40年代は高度成長時代であり、人口増加や経済成長などに対応するための市街地拡大や、モータリゼーションの進展に伴う自動車交通量の増加を予測し、都市計画道路を決定していた。

しかしながら、土岐市の人口は昭和50年から大きな増減はなく、国勢調査人口では平成7年をピークに減少に転じている。さらに少子高齢化や財政状況の悪化など、都市を取り巻く社会経済情勢の変化から、今後の都市計画道路整備のあり方について考える必要が生じている。

こうした中、土岐市内に新たな幹線街路の計画がなされたことを契機とし、社会経済情勢の変化に対応した道路網を再構築するため、都市計画道路の見直し検討を進め、令和4年5月に「土岐市都市計画道路見直し方針」を策定・公表した。

この度、この見直し方針等に基づき、次のとおり都市計画の変更を行うものである。

○ 3・5・8号 環状線（終点、路線延長の変更）

環状線は、3・4・3号国道19号線との交差点である土岐市泉池之上町2丁目を起点とし、3・4・3号国道19号線との交差点である土岐市泉寺田町3丁目を終点とする延長約14,880m、幅員12mの路線として、昭和37年に都市計画決定され、以降、一部路線の変更や路線番号の変更を行って現在に至っている。

3・5・13号三共線との交差点から3・5・7号高山下肥田線との交差点までの区間は、大部分が未整備区間となっており、住居や神社の社等が建ち並んでいる。現在は三共線から高山下肥田線を経由することで当該区間の代替機能を果たしており、このたび整備される3・6・22号浅野陶元線が土岐市南部へのアクセスを担うことで、当該区間の必要性が低下し、見直し検討結果からも整備優先度が低いため、当該区間を廃止する。

加えて終点を土岐市泉寺田町3丁目から土岐市肥田町浅野字トチモトに変更する。

○ 3・5・7号 高山下肥田線（交差点の形状変更）

高山下肥田線は3・5・4号大富高山線との交差点部である土岐市土岐津町高山字町を起点とし、東に隣接する瑞浪市境の土岐市肥田町肥田字水洞を終点とする延長約2,680m、幅員12mの路線として昭和34年に都市計画決定され、以降、一部路線の変更や路線番号、名称の変更を行って現在に至っている。

3・6・22号浅野陶元線の整備に伴い、高山下肥田線から浅野陶元線等への流入が増加

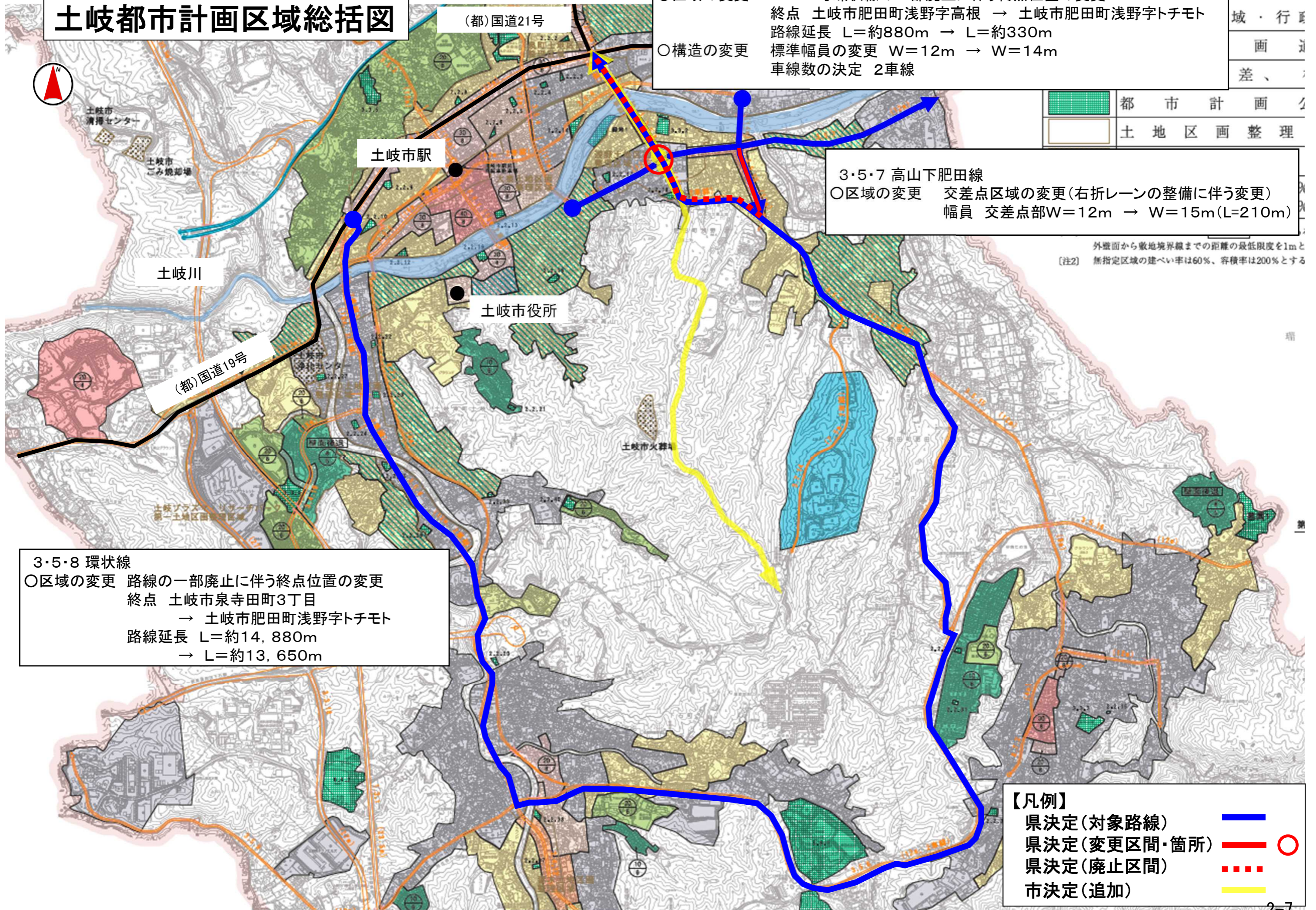
するため、その接続部分である交差点の形状を変更する。

○ 3・5・13号 三共線（交差点の形状変更）

三共線は、3・5・6号久尻河合線との交差点である土岐市泉町河合字五反田を起点とし、3・5・8号環状線との交差点である土岐市肥田町浅野字高根を終点とする延長約880m、幅員12mの路線として昭和49年に都市計画決定され、現在に至っている。

3・5・8号環状線の一部区間廃止による終点位置の変更に伴い、ネットワーク再編のため終点位置を土岐市肥田町浅野字高根から土岐市肥田町浅野字トチモトに変更する。加えて、標準幅員を12mから14mに変更し、新たに車線数を決定する。

土岐都市計画区域総括図



3・5・13 三共線
 ○区域の変更 3・5・8号環状線の一部廃止に伴う終点位置の変更
 終点 土岐市肥田町浅野字高根 → 土岐市肥田町浅野字トチモト
 路線延長 L=約880m → L=約330m
 ○構造の変更 標準幅員の変更 W=12m → W=14m
 車線数の決定 2車線

3・5・7 高山下肥田線
 ○区域の変更 交差点区域の変更(右折レーンの整備に伴う変更)
 幅員 交差点部W=12m → W=15m(L=210m)

3・5・8 環状線
 ○区域の変更 路線の一部廃止に伴う終点位置の変更
 終点 土岐市泉寺田町3丁目
 → 土岐市肥田町浅野字トチモト
 路線延長 L=約14,880m
 → L=約13,650m

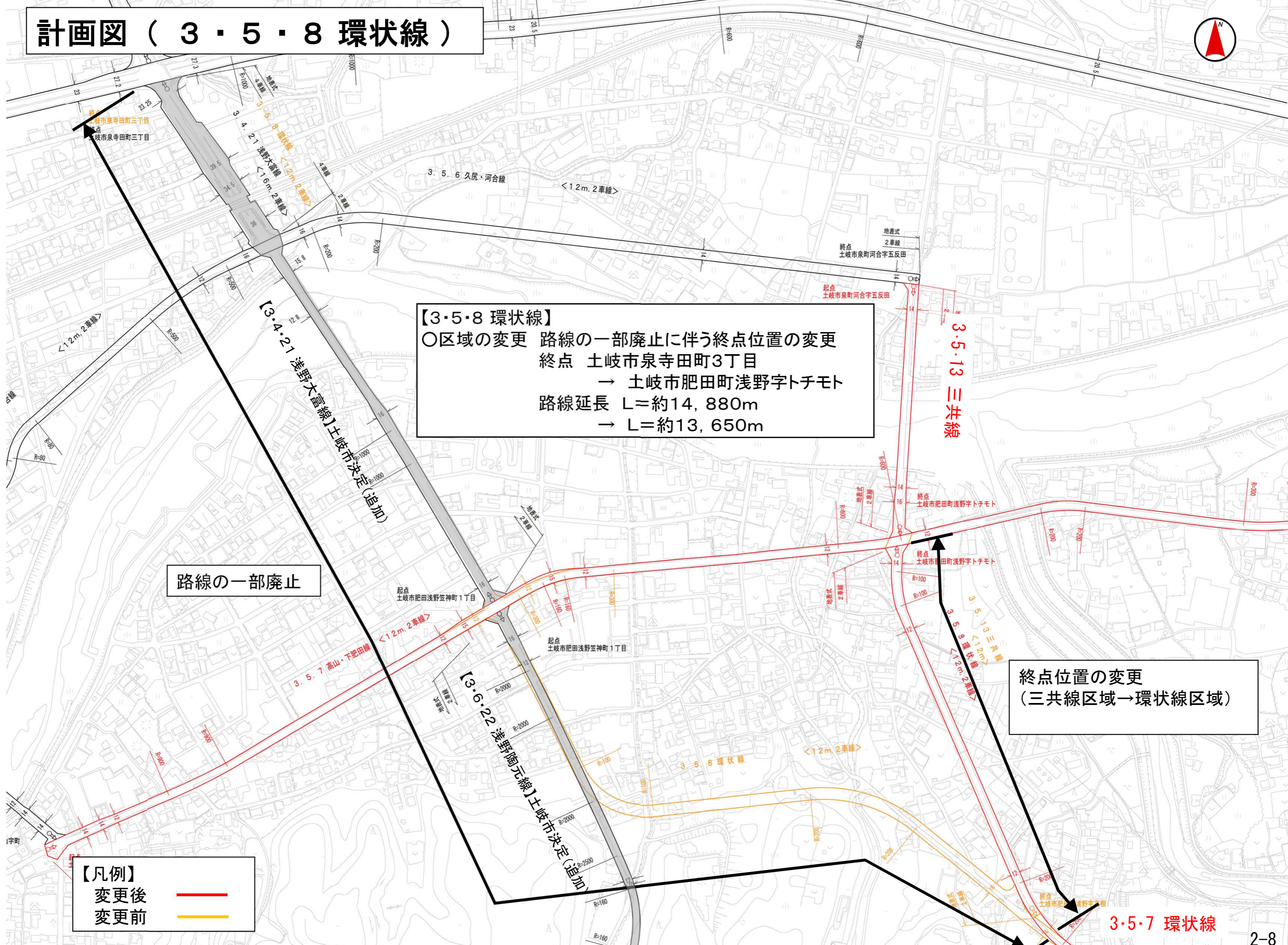
	都市計画
	土地区画整理

外壁面から敷地境界線までの距離の最低限度を1mとする
 [注2] 無指定区域の建ぺい率は60%、容積率は200%とする

【凡例】

県決定(対象路線)	—
県決定(変更区間・箇所)	— ○
県決定(廃止区間)	⋯
市決定(追加)	—

計画図 (3・5・8 環状線)



【3・5・8 環状線】
 ○区域の変更 路線の一部廃止に伴う終点位置の変更
 終点 土岐市泉寺田町3丁目
 → 土岐市肥田町浅野字トチモト
 路線延長 L=約14, 880m
 → L=約13, 650m

路線の一部廃止

終点位置の変更
 (三共線区域→環状線区域)

【凡例】
 変更後 ———— (Red line)
 変更前 ———— (Yellow line)

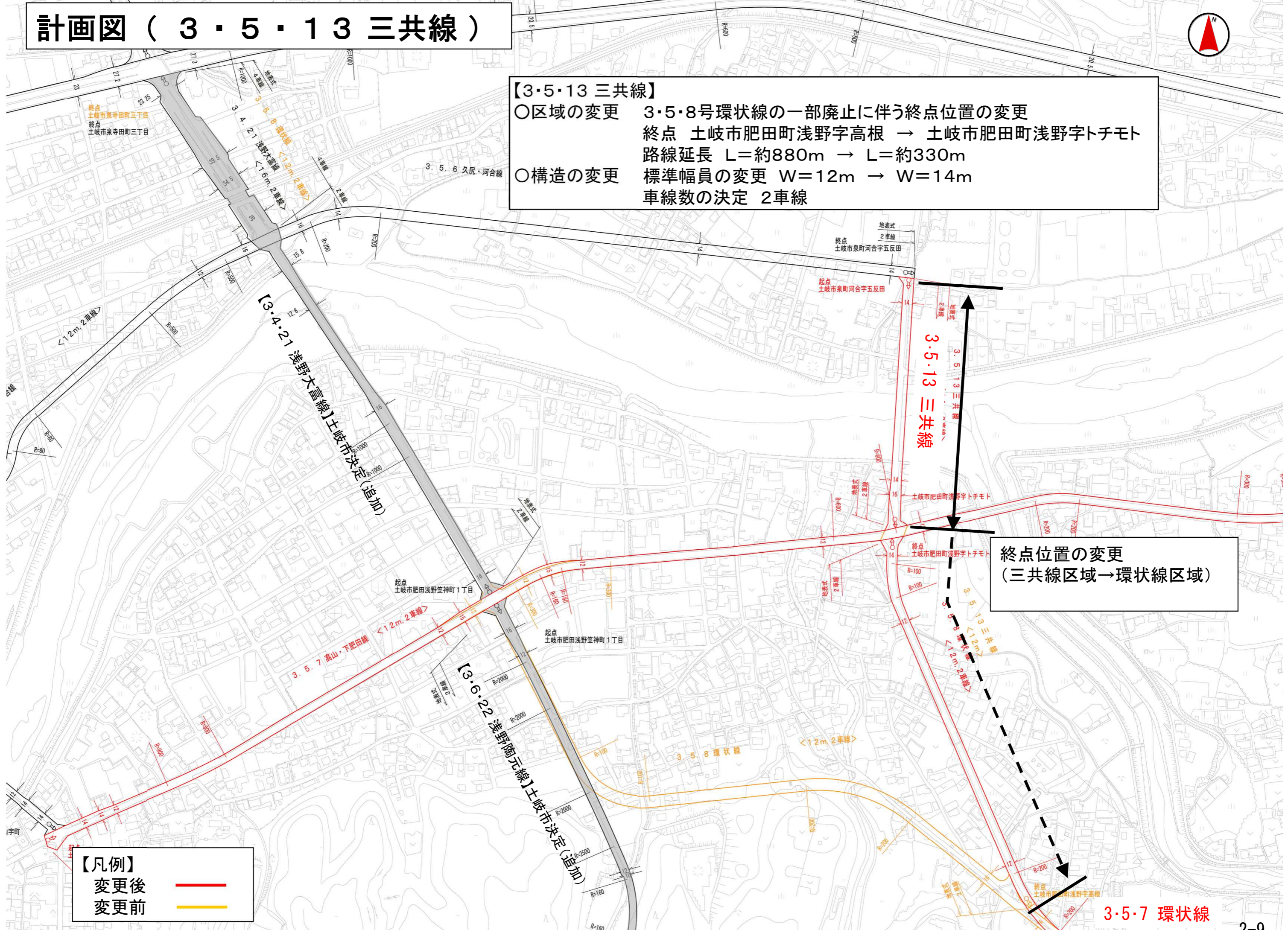
3・5・7 環状線

計画図 (3・5・13 三共線)



【3・5・13 三共線】

- 区域の変更 3・5・8号環状線の一部廃止に伴う終点位置の変更
終点 土岐市肥田町浅野字高根 → 土岐市肥田町浅野字トチモト
- 構造の変更 路線延長 L=約880m → L=約330m
標準幅員の変更 W=12m → W=14m
車線数の決定 2車線

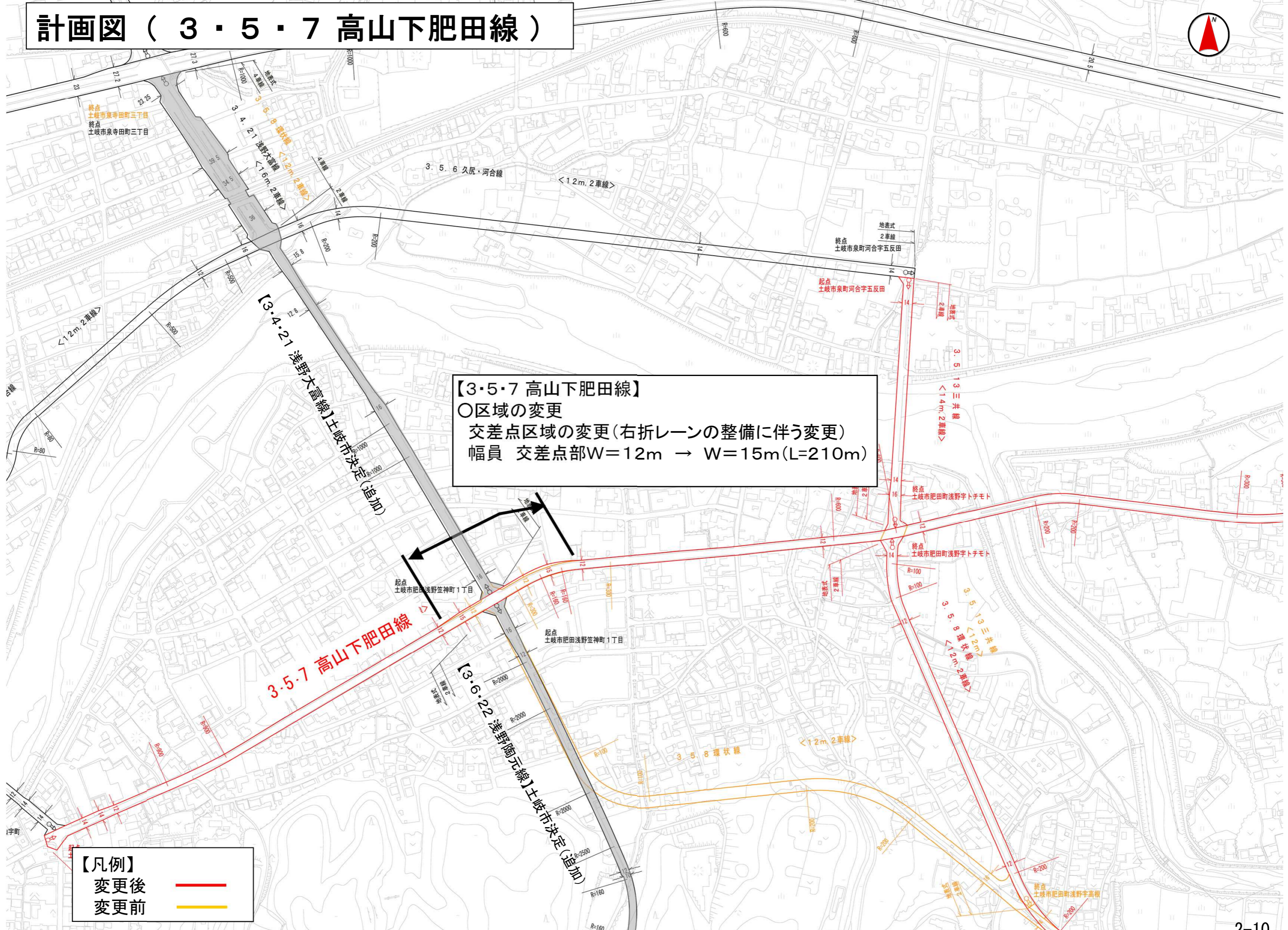


終点位置の変更
(三共線区域→環状線区域)

【凡例】
変更後 ————
変更前 ————

3・5・7 環状線

計画図 (3・5・7 高山下肥田線)



【凡例】
 変更後 ———— (Red line)
 変更前 ———— (Yellow line)